

特定事業所加算・特定事業所医療介護連携加算(居宅介護支援)

加算の算定を届け出る場合は、加算種別に応じ下記の算定根拠書類等を添付してください。(提出期限は算定月の前月15日までです)

	厚生労働省基準	加算種別				算定時根拠書類等
		特定事業所加算(1)	特定事業所加算(2)	特定事業所加算(3)	特定事業所加算(A)	
1	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること。 (利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。)	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上	特定事業所加算(1)(2)(3)のいずれかを算定していること 勤務形態一覧表 主任介護支援専門員研修の修了証書(算定日時点で有効なもの) 勤務形態一覧表 会議の定期開催が確認できる資料(会議次第、出席者名簿、議事録、運営規程等)(任意様式) 連絡体制が確認できる書類(重要事項説明書、利用者との契約書、連絡体制組織図) 割合が確認できる書類 研修計画書(全体計画及び従業者ごとの個別計画) 困難な事例に対して居宅介護支援を提供したことがわかる地域包括支援センターとの連絡票等 研修実績が確認できる書類(参加者、研修内容等の詳細がわかるもの) 特定集中減算に係る届出書(加算算定月の減算有無が確認できるもの) 平均件数が確認できる書類 沖縄県介護支援専門員実務研修受入協力事業所登録届の写し 実施状況を示した書類 多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが提供されているかわかる書類
2	常勤かつ専従の介護支援専門員を配置していること。 (利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。)	3名以上	3名以上	2名以上	2名以上 (常勤・非常勤各1名以上、他事業所との兼務可)	
3	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的(おおむね週1回以上)に開催すること。	○	○	○	○	
4	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。	○	○	○	○ (連携でも可)	
5	算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3～要介護5である者の占める割合が40%以上であること。	○	/	/	/	
6	介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。	○	○	○	○ (連携でも可)	
7	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること。	○	○	○	○	
8	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	○	○	○	○	
9	特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。	○	○	○	○	
10	指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50名未満)であること	○	○	○	○	
11	介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。	○	○	○	○ (連携でも可)	
12	他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会・研究会等を実施していること。	○	○	○	○ (連携でも可)	
13	必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス(インフォーマルサービス)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。	○	○	○	○	
14	退院・退所加算の算定に係る病院又は診療所等との連携回数の合計が、年間(前々年度の3月～前年度の2月)35回以上であること。	/	/	/	/	○
15	ターミナルケアマネジメント加算を年間(前々年度の3月～前年度の2月)5回以上算定していること	/	/	/	/	○